

## 個人情報の共同利用について

当健保組合は、その保有する個人情報（個人データ）について、次の通り共同での利用を行いますのでお知らせします。

### ◆事業主等と共同で実施する定期健康診断等

当健保組合では、健康診断事業について、加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用しています。

#### (1) 共同利用する目的

- ・当組合は健康診断事業を事業所と共同で行います。被保険者に対して健診結果に基づく事後指導等を効果的に行うため、個人情報を共同で利用します。

#### (2) 共同利用する個人データの項目

- ・健康診断の受診者にかかる氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、社員コード、所属、健診項目、受診日、健診実施機関名・所在地、健診結果、所見、相談・指導内容、等

#### (3) 個人データを取り扱う人の範囲

- ・当組合：保健事業担当者、保健師、常務理事
- ・事業所：健診担当者、産業保健スタッフ、人事部門管理責任者

#### (4) データ管理責任者の氏名または名称

- ・当組合：常務理事
- ・事業所：人事部門管理責任者

### ◆健康保険組合連合会（以下「健保連」という）と共同利用するもの

#### (1) 共同利用する目的

- ・健康保険法附則第 2 条に基づく事業で、当組合に高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるが、その交付申請のために「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連に提出し、健保連はこれを交付申請の審査・決定並びに高額医療費の分析に利用しています。

#### (2) 共同利用する個人データの項目

- ・「診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。：電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー
- ・「交付金交付申請総括明細データ」「交付金交付申請総括明細書」に記録する次の事項  
受診者氏名、性別、本人・家族の区分、入院・入院外の区分、診療年月、医療費請求金額、等

#### (3) 個人データを取り扱う人の範囲

- ・当組合：高額医療交付金交付事業担当者、常務理事
- ・健保連：交付金交付事業グループ・高額医療担当、健保連の業務処理委託事業者

#### (4) データ管理責任者の氏名または名称

- ・当組合：常務理事
- ・健保連：組合サポート部長